



受動喫煙から、大切な人・家族・自分自身を守りましょう。

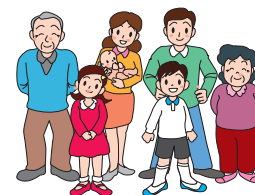


STOP 受動喫煙

清瀬市

4月1日
より

清瀬市受動喫煙防止条例を 施行します



受動喫煙は、がんや虚血性心疾患、脳卒中の発症など、健康に影響を与えることが科学的に明らかにされています。この条例は、喫煙及び受動喫煙による健康への被害を未然に防止し、次代を担う子どもたちをはじめ市

民の皆さまの健康増進を図ることを目的として、令和3年4月1日(木)より施行します。引き続き、受動喫煙防止へのご協力をお願いします(加熱式たばこ等も含みます)。☎健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076

ポイント1

子どもの受動喫煙防止

市内の公私立保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの敷地に隣接する路上での喫煙を禁止します。2月中旬より、子どもの施設のフェンスなどに看板を設置し、パトロールを開始しています。



看板

【受動喫煙が子どもに与える影響】

乳幼児突然死症候群 (SIDS) ※、喘息の既往※、喘息の発症・重症化、中耳の病気、う蝕 (虫歯)、学童期の咳・痰・喘鳴・息切れなど。「※」は、因果関係を推定する証拠が十分 (確実)。

参考：厚生労働省e-ヘルスネット

ポイント2

公共施設における喫煙の制限

市役所庁舎・学校・児童福祉施設、公園や広場、その他市の公共施設の敷地内は禁煙です。なお、個々の施設の構造や利用形態等により、受動喫煙が生じる恐れが低いなどの場合は、除外することができます。

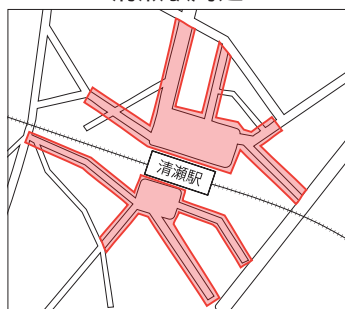


ポイント3

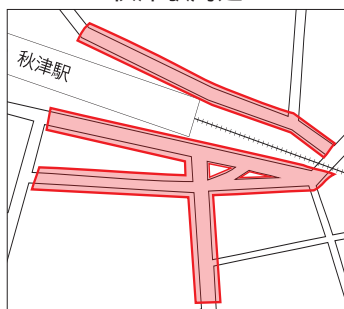
受動喫煙防止重点地区の指定

清瀬駅及び秋津駅周辺は、現在「特定分煙強化地区」として定められていますが、4月1日からは同区域を「受動喫煙防止重点地区」と定め、引き続き終日喫煙を禁止します。また現在、駅前のパトロールを実施しています。

清瀬駅周辺



秋津駅周辺



重点地区内の指定喫煙所については存続、撤去などを含め検討しています (現在、新たに設置する予定はありません)。

ポイント4

事業者や市民などが守るべき責務を規定

事業者は受動喫煙を避けるための環境整備に取り組むよう、また市民等は受動喫煙を生じさせないように努めなければなりません。※市民等には、市内に居住し、もしくは滞在する人、市内を通過する人を含みます。

ごみのポイ捨て・歩行喫煙は引き続き禁止です

「清瀬市まちを美しくする条例」により
公共の場所などにおける歩行中及び自転車等による移動中の喫煙、吸い殻・空き缶等のごみのポイ捨て
は禁止されています

美しい地域を守り続けるためには、一人ひとりの思いやりや心掛け、正しいマナーを守ることが必要です。これからもごみのポイ捨て・歩行喫煙という身近な問題をどのように改善していけるのか市民の皆さまと行政が一丸となって市全体の意識を高めていきましょう。

☎ごみ減量推進課ごみ減量推進係 ☎042-493-3750

要
申
込
み

禁煙を希望する市民を応援します

令和2年10月より、禁煙外来治療費助成金交付事業を開始しています。この機会に禁煙にチャレンジしてみませんか。☎市内在住の20歳以上の方【助成額】医療機関の禁煙外来医療費及び薬剤費の自己負担額のうち2分の1 (上限10,000円) ☎直接窓口または電話で健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076へ

加熱式たばこも規制の対象となります

たばこ葉などを専用の機器で加熱して、ニコチンなどを含むエアロゾルを発生させて吸引するものを加熱式たばこと言います。加熱式たばこも受動喫煙による健康への影響について注意が必要です (その他電子たばこも一部対象)。

